

鶴田町公告第11号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月25日

鶴田町長 相川 正 光



記

1 競争入札に付する業務委託

- (1) 業務番号 総行第1号
- (2) 業務名 防災情報伝達制御システム更新業務委託
- (3) 業務場所 鶴田町役場庁舎及び鶴田町内各所
- (4) 履行期間 契約の翌日から令和9年3月25日
- (5) 業務概要 仕様書のとおり
- (6) 発注担当課 総務課行政係

2 入札参加条件

- (1) 鶴田町が、令和8年度において「物品等」の入札参加資格を認定した者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 鶴田町財務規則（昭和40年鶴田町規則第1号）第113条の規定により一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (4) 税金等の滞納がない者であること。
- (5) 鶴田町条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（物品等）（第1号様式）の提出期限の日において、鶴田町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 東北6県（青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県）内に本社・本店があること。
- (8) IP通信網を用いた情報伝達・収集システム@InfoCanalの提供メーカーであるNTTアドバンステクノロジー(株)と、同一資本を有する代理店・企業を経由して調達しない者であること。
- (9) IP通信網を用いた情報伝達・収集システム@InfoCanalの提供メーカーであるNTTアドバンステクノロジー(株)より、機器の供給証明を得ていること。
- (10) 令和2年4月1日以降、IP通信網を用いた情報伝達・収集システム@InfoCanalの元請整備の実績が東北6県（青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島

県)内の市町村で2件以上あること

3 入札参加申請

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類を各1部提出し、入札参加資格の審査を受けること。(様式は町ホームページよりダウンロードすること。)
 - ① 申請書(第1号様式)
 - ② 国税・地方税の滞納のない証明書
 - ③ @InfoCanalの機器の供給証明書
 - ④ 業務実績調書(第2号様式)(東北6県内の市町村で2件以上)
- (2) 提出方法 総務課管財係(役場庁舎2階)へ持参又は郵送すること。
- (3) 提出期限 令和8年6月5日必着
(受付時間は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。)
- (4) その他
申請書の審査結果については、申請者に対して令和8年6月9日までにFAX又は電子メールで通知する。
なお、入札参加資格がないと認められた方は、その決定に不服があるときは不服申立てができる。
- (5) 仕様書等に対して質疑がある場合は、令和8年6月9日午後5時までに総務課管財係へFAX(0173-22-6007)で提出又は持参すること。
質疑に対する回答は、町ホームページの「質疑応答」に掲載する。

4 入札方法等

- (1) 入札書等 様式は町ホームページよりダウンロードすること。
- (2) 郵送方法 入札書等は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送で提出すること。(これ以外の方法によるものは、無効とする。)
- (3) 到着期限 令和8年6月16日必着
- (4) あて先 〒038-3595
鶴田郵便局留 鶴田町総務課管財係 行
(記載方法は町ホームページの封筒記載例によること。)
- (5) 入札の執行回数は1回とし、落札者がいない場合は不調とする。
- (6) 財務規則第116条に規定する入札者心得書を遵守すること。

5 保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは契約保証金の納付を免除する。
 - ア 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結

したとき。

イ 契約者から委託を受けた保険会社と履行保証保険契約を締結したとき。

ウ 過去2年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

6 入札書の記載方法

(1) 入札書

入札書の日付は、入札日を記入すること。（郵便局に出す日ではないので注意すること。）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 開札（入札）及び立ち会い

(1) 日時 令和8年6月18日 14時00分

(2) 場所 鶴田町役場 国際交流会館2階 202会議室

(3) 開札にあたり、入札参加資格者の中から2名を立会人として選任し、入札立会依頼書により立会いを依頼するので、依頼を受けた者は立ち会うこと。

依頼された立会人が入札に立会いできない場合は、入札立会人委任状を提出し、代理人を立ち合わせること。

立会人又は代理人が開札時刻までに到着しない場合は、当該入札事務に従事していない町の職員を立ち合わせるものとする。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 本公告で示した入札書等の到着期限を過ぎた入札

(3) 同一の封筒に2枚以上の入札書を入れた者の入札

(4) 入札書等を郵送する封筒に指定された事項が記載されていないもの

(5) 入札書等が郵送された封筒記載の差出人（法人にあっては商号及び代表者氏名）と入札書等の入札者（法人にあっては商号及び代表者氏名）が相違する入札

(6) 指定する様式以外の入札書等による入札

(7) 予定価格を事前公表する場合において、予定価格を超える金額の入札

9 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設定している場合にあつては最低制限価格未満の入札をした者を除く。）を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者が当該入札の立会人又は代理人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は、当該入札事務に従事していない町の職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者には、開札終了後、電話により落札した旨を通知する。（落札者が立会人又は代理人として当該入札に参加している場合を除く。）
- (4) 入札結果は、町ホームページにて公表する。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、速やかに契約担当課（総務課管財係）にて契約の手続きをすること。
- (2) 契約締結までの間において、落札者が町の指名停止措置を受けた場合又は入札参加資格の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

11 その他

- (1) 入札参加希望者は、本公告の内容及び仕様書等を熟読のうえ入札に参加すること。
- (2) 本公告に関する問い合わせは、総務課管財係まで電話により行うこと。
電話：0173-22-2111（内線276）